

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

第 4185 号

目 次

告 示

- 会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正 1
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 2
- 土地改良区の定款変更の認可
- 富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正 3
- 医療計画の一部変更
- 看護師養成所の指定の取消し
- 保安林の指定施業要件の変更予定 4

公安委員会告示

- 少年指導委員の氏名等 6

内水面漁場管理委員会指示

- 平成29年度増殖目標量 7

公 告

- 落札者等の公示 11
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 14
- 開発行為の工事完了

告 示

富山県告示第167号

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第 185号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

別表第 1 の 2 の表児童青年家庭課の出納員の項及び別表第 2 児童青年家庭課の出納員の項中「児童青年家庭課」を「子ども支援課」に改める。

(出 納 課)

富山県告示第168号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・409号 中川和田線

3 事業地**(1) 収用の部分**

変更なし

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成元年10月25日から平成30年 3 月 31 日まで

富山県告示第169号

土地改良区の定款変更の認可について

立山町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年 3 月 17 日認可した。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第170号

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正について

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数について（平成28年富山県告示第429号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

第1項中「11人」を「13人」に、「8人」を「9人」に改める。

第2項中「1人」を「2人」に改める。

富山県告示第171号

医療計画の一部変更について

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により医療計画を一部変更したので、第30条の4第15項の規定により次の計画書のとおり公示する。

なお、当該計画書は省略し、富山県厚生部医務課及び富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターに備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第172号

看護師養成所の指定の取消しについて

保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第16条第1項の規定により、次のとおり看護師養成所の指定を取り消す。

平成29年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定を取り消す看護師養成所

名称	所在地
厚生連高岡看護専門学校	高岡市永楽町 5 番 10 号
高岡市立看護専門学校	高岡市宝町 4 番 1 号
高岡市医師会看護専門学校	高岡市二塚 355 番 1

2 指定を取り消す日

平成 29 年 3 月 31 日

富山県告示第 173 号

保安林の指定施業要件の変更予定について

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 29 年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県中新川郡上市町西種字後谷 3 の 2 から 3 の 5 まで（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、東種字船原 1、3・17 から 28 まで（以上 13 筆について次の図に示す部分に限る。）、29 から 55 まで、千石字六郎四郎 2 の乙、3 から 35 まで、字一ノ谷 1 から 17 まで、伊折外六ヶ村入会地字魚留 1 の 1・字御屋敷谷 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、蓬沢蓑輪虎谷入会地字瀬戸ヶ谷 5、伊折字高嶋 1 の 1、五位尾字番頭 1 の 1、1 の乙、2 の 1、2 の乙、4 の甲、4 の乙、5 の 1、5 の 3、6 の 1、6 の 3、7 の 1、字六谷 181

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

第 2

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県中新川郡上市町伊折字赤谷35の1、伊折外六ヶ村入会地字アヤキ谷1の1、1の2、字ココロ平2、字コロシヤ1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中新川郡上市町伊折外六ヶ村入会地字アヤキ谷1の1・1の2・字コロシヤ1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県公安委員会告示第37号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 38条第 1 項の規定により平成29年 4 月 1 日少年指導委員を委嘱するので、少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第 4 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成29年 3 月 31 日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
小林 勝之 竹林 悟	入善警察署生活安全課 TEL 0765-72-0110（代）	入善区域	入善警察署管内
川本 敏和 新村 恵子	黒部警察署生活安全課 TEL 0765-54-0110（代）	黒部区域	黒部警察署管内
伊東 紀一 村井 達英	魚津警察署生活安全課 TEL 0765-24-0110（代）	魚津区域	魚津警察署管内
石坂 均 宮原 隆博	滑川警察署生活安全課 TEL 076-475-0110（代）	滑川区域	滑川警察署管内
原 教守 高畑 稔	上市警察署生活安全課 TEL 076-472-0110（代）	上市区域	上市警察署管内
水口 正治 高岡 明夫	富山北警察署生活安全課 TEL 076-438-0110（代）	富山北区域	富山北警察署管内
稲垣 喜夫 水口 大倫 板倉 久郎 野崎 保 川越 恒豊 家納 博義	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110（代）	富山中央区域	富山中央警察署管内
池田 義輝 村下 芳徳	富山南警察署生活安全課 TEL 076-467-0110（代）	富山南区域	富山南警察署管内
野原 孝夫 福澤 彰一	富山西警察署生活安全課 TEL 076-466-0110（代）	富山西区域	富山西警察署管内

石黒 善隆 上田 雅裕	射水警察署生活安全課 TEL 0766-83-0110 (代)	射水区域	射水警察署管内
畑 義隆 山城 義孝 島 信治 山本 充彦	高岡警察署生活安全課 TEL 0766-23-0110 (代)	高岡区域	高岡警察署管内
加藤 秀昌 前田 政宏	氷見警察署生活安全課 TEL 0766-91-0110 (代)	氷見区域	氷見警察署管内
坪田 俊明 三井 和弥	砺波警察署生活安全課 TEL 0763-32-0110 (代)	砺波区域	砺波警察署管内
庵 佳樹 齋藤 昭雄	南砺警察署生活安全課 TEL 0763-52-0110 (代)	南砺区域	南砺警察署管内
山崎 仁正 西川 安儀	小矢部警察署生活安全課 TEL 0766-67-0110 (代)	小矢部区域	小矢部警察署管内

~~~~~  
**指 示**  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

平成29年度増殖目標量について

第 5 種共同漁業権内共第 1 号（笹川）ほか16漁場の平成29年度における増殖目標量については、漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成29年 3 月 31 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第 1 号 (笹川)	朝日内水面漁	あゆ	放流	150kg 以上
	業協同組合	やまめ	放流	1,500尾以上

		いわな	放流	1,500尾以上
内共第2号 (小川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	3,000尾以上
		いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	20kg 以上
内共第3号 (黒部川)	黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg 以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第4号 (片貝川)	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
	黒部川内水面漁業協同組合	いわな	放流	2,000尾以上
内共第5号 (角川)	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第6号 (上市川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第7号 (上市川上流)	白龍漁業協同組合	いわな	放流	3,000尾以上
		にじます	放流	3,000尾以上
		ふな	放流	1,500尾以上
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上

		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流(親蟹)	25kg 以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流(親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協同組合連合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流(親魚)	7,000尾以上

	会	さくらます	放流	400kg 以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流 (親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業 協同組合	あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m ² 以上
内共第17号 (宮川及び高原川)	富山漁業協同 組合 宮川下流漁業 協同組合 高原川漁業協 同組合	あゆ	放流	1,000kg 以上
		やまめ	放流	10kg 以上
		いわな	放流	5kg 以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3 g 以上
いわな	2 g 以上
うなぎ	20 g 以上
かじか	5 g 以上
こい	9 g 以上
さくらます	2 g 以上
にじます	6 g 以上
ふな	9 g 以上
やまめ	2 g 以上
もくずがに	甲幅 5 cm 以上

3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR 検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第 128 条第 1 項の定めには該当しないことを申し添える。

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

更新時講習業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部交通部運転免許センター 富山市高島62番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成29年 2 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
公益財団法人 富山県交通安全協会 富山市高島62番地 1
- 5 落札金額
33,956,947円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成29年 1 月 6 日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
停止処分者等講習業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部交通部運転免許センター 富山市高島62番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成29年 2 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所

公益財団法人 富山県交通安全協会 富山市高島62番地 1

5 落札金額

34,497,360円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成29年 1 月 6 日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

免許申請等補助業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部交通部運転免許センター 富山市高島62番地 1

3 落札者を決定した日

平成29年 2 月 24 日

4 落札者の氏名及び住所

公益財団法人 富山県交通安全協会 富山市高島62番地 1

5 落札金額

72,632,676円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成29年 1 月 6 日

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大門ショッピングセンター 射水市大門62番地の4

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

協同組合大門ショッピングセンター 破産管財人 山本 毅

3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 3,632㎡

4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日

平成26年 4 月 4 日

6 廃止する理由

富山地方裁判所高岡支部平成26年（フ）第40号破産事件において破産手続き開始決定がなされた

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
南砺市野尻 754番1、754番2、754番3及び755番2			高岡市野村 420番地	株式会社ミヤシゲ
射水市本田字宮田71番1			高岡市角 241番地1 エスピーロ角 B205号	塚越 康貴 塚越 智子
中新川郡舟橋村舟橋字大割 57番2外20筆及び57番2地 先、舟橋字新吉島20番1外 3筆、舟橋字川田24番外3 筆並びに舟橋字越前67番1 及び67番1地先	同 左	道 路 園 道 公 下 水 道	富山市上富居一丁目7 番2号	株式会社丸和

平成29年3月31日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番
